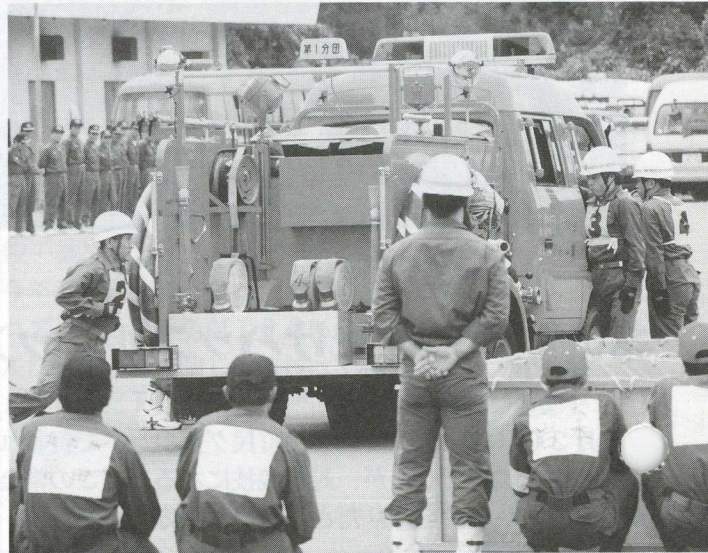


ほうじょう



方城町消防団が一丸となって燃えた日 1998.9.6

— 第15回福岡県消防操法大会開催 —

第15回福岡県消防操法大会が、9月6日に福岡町の福岡県消防学校で開催され、田川郡を代表して方城町の消防団が出場し、ポンプ操法の技を競いました。

各分団から推薦された10人の選手たちは、5月から週に平均3～4日、仕事の後、田川市の消防本部へ行き練習を積み重ねていました。

緊張感漂う中、ミスのないみごとな操法を行った選手たちは、終了後、消防署の教官や団員たちからねぎらいの言葉をかけられ、あんど感を取り戻していました。

惜しくも入賞はしませんでした。この消防操法大会を通じて、選手はもちろん方城町消防団員全員が、消防団としての自覚を新たにしていました。

1998年(平成10年)11月 第202号



方城町

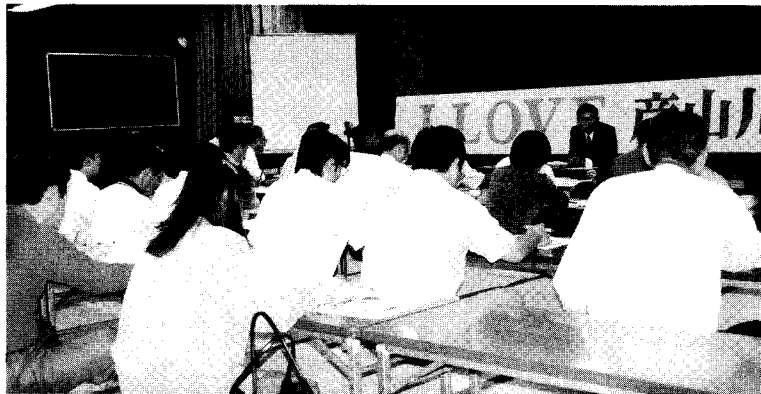
編集・発行/方城町役場総務課 印刷/日光印刷
福岡県田川郡方城町伊方4448-2 〒822-1293
TEL (0947) 22-0520(代) FAX (0947) 22-0771

I LOVE 彦山川 が今年は ゴミシンポジウム に

毎年10月10日に、伊方橋の下で行われているI LOVE彦山川が、今年はゴミシンポジウムという形で、10月10日方城町社会福祉会館で行われました。

I LOVE彦山川実行委員会会長の杉原瑛治さんは、「最近のI LOVEは、本来の川の浄化よりイベントの方が主になっていたし、また、方城町が10月から指定袋制になったことを機に、原点に戻ってゴミについて考える会が必要だと思い、このシンポジウムを開きました。」と話していました。

まず、住民課長の田島課長から、方城町のゴミの実態と住民の意識についての話があり、その後「地域社会におけるゴミ事情」という演題で、福岡県立大学の久永明教授の講演がありました。講演では、「今から先はゴミ焼却場を廃止していき、ゴミをRDF（固形燃料）化し資源に役立てる必要がある。また、家庭から出ていくものは、ゴミにしる生活排水にしる責任を持ち、適切な処理をしなければならないという住民の認識を高める」という貴重な話がされ、参加者たちは熱心に耳を傾けていました。意見交換の場では、「住民一斉清掃の日などを設けて、住民全員で美化運動をしてはどうか。」など、時間が足りないくらい、たくさんの意見が出されていました。



県立大の久永先生の話に熱心に聴く町民

みんなで頑張った運動会

— 町立保育所合同運動会 —

第27回町立保育所合同運動会が、10月10日に町民グラウンドで行われました。

21世紀を担ってくれる方城町の子どもたちが、元気一杯にダンスやかけっこをし、また、盛りだくさんの親子競技を、家族全員で楽しんでいました。

今年の運動会の目玉は、年長組のドリル「サッシュクロス」でした。勇気100%の音楽に合わせてカラフルな布を使って演じる演技は、残暑に負けず練習してきただけに大成功に終り、保育所生活最後の運動会に一花咲かせました。



元気いっぱいのサッシュクロスの演技です

空手道大会で女子2人が入賞

9月27日田川市総合体育館で、極真会館主催による「第2回福岡県空手道選手権大会」が行われました。

拳成館空手道場からは、一般女子の部で中山エミさん（直方女子高校1年）が優勝、山口幸奈さん（伊方小5年）が3位入賞を果たしました。2人とも、極真会館や他流派の強豪を破っての快挙でした。

なお、拳成館では老若男女、初心者、経験者を問わず随時、道場生を募集しています。

また、新たに女子部（高校生以上一般）も開設する予定です。連絡先22-5905 山口

少年部（小中学生）＝月・木5時30分から7時
選手コース（選抜小学生と中学生）＝月・木7時から8時30分
一般部＝水・土8時から9時30分
女子部＝土6時から7時30分



入賞した中山エミさん（左）と山口幸奈さん（右）

町のあれこれ

健康で 長生きしてください

— 平成10年度敬老会開催 —

平成10年度の敬老会が、9月15日町民体育館で開催されました。今年の敬老会の該当者（70歳以上）は1205人で、最高齢者は101歳の里村ハルさん（方信園）です。

88歳以上の該当者や新規の該当者などに、町や県からの表彰や祝金、記念品贈呈が行われた後、演芸を楽しみました。演芸では、舞踊の会の踊りや各保育所の出し物があり、参加者たちは、かわいい園児の踊る姿に目を細めていました。



最高齢者の里村ハルさんに記念品を渡す岩崎町長

町外からも見物にきています

— 町内3ヶ所に花一杯運動でコスモス畑 —

花一杯運動の一環で、町内の3ヶ所に七月末、地元の人たちが種をまいたコスモスが、秋風とともに開花しました。

コスモスが咲いているのは、上弁城、迫、西古門～犬星の3ヶ所です。付近を通る人たちは車を止めて眺めていたり、カメラを持って町外から見に來たりして、秋を感じていました。



見物客も訪れている迫のコスモス畑

常会の声援を受けハッスルハッスル

— 町民運動会開催 —

9月20日に、町民運動会が町民グラウンドで行われました。午前中の競技でしたが、対抗競技になるとこの常会も、常会のテントから身をのりださんばかりの応援が見られ、盛り上がっていました。

なお、頂点を究めたのは、ほとんどの競技で1位だった浄万寺常会でした。

また、この運動会の翌日、老人大学のみなさんがグラウンドの清掃をおこないました。ご苦労様でした。



ぬかれるな。いくぞ～。

介護保険制度が始まります

平成九年十二月に介護保険法が成立し、平成十二年四月一日から介護保険制度が始まります。

急速に進む高齢化によって、介護の問題が老後の最大の不安要因となっています。介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を大切にしながら総合的なサービスが、安心して受けられる仕組みを作ろうとする制度です。

その詳細については、いま国で検討を重ねているところですが、今回は、概要についてお知らせします。

なぜ、介護保険が必要なのか

急速な高齢化のため、高齢者が増加すること、ねたきりや痴呆といった介護を必要とする高齢者も、増加の一途をたどっています。ところが、そんな介護を要する高齢者を支える家族さえも、現在では核家族化が進み、家族による介護を期待できないのが現状です。たとえ介護できる家族がいたとしても、高齢者が高齢者を介護する状態にあったり、また、家族介護のために働き盛りにある人が、退職・休職などを余儀なくされていることは、社会経済的にも大きな損失となっています。介護による

家族への心身の負担は、非常に重いものになっているのです。

その一方、一人暮らしの高齢者にとっては介護手段がありません。一般病院へ長期間、「社会的入院」を強いられ続けているなど、「介護」は「家族の問題」から「社会全体の問題」に変わっています。

家族だけでは抱えきれなくなっているのです。

このような背景から、介護が必要となったときにも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、社会全体で介護を支え、利用者の希望を尊重した、総合的なサービスが受けられる社会を目指して、介護保険法は制定されています。

れました。

介護保険とは

介護保険は、加齢から生じる心身の変化によって起こる疾病などのため、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、看護、療養上の管理そのほかの医療を必要とする人に、可能な限り自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉のサービスの給付を行うためにつくられた制度です。

介護保険の概要

運営主体（保険者）：市町村・特別区

被保険者：四十歳以上の人

被保険者は、六十五歳以上の第一号被保険者と、四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者である第二号被保険者との二つに区分されています。

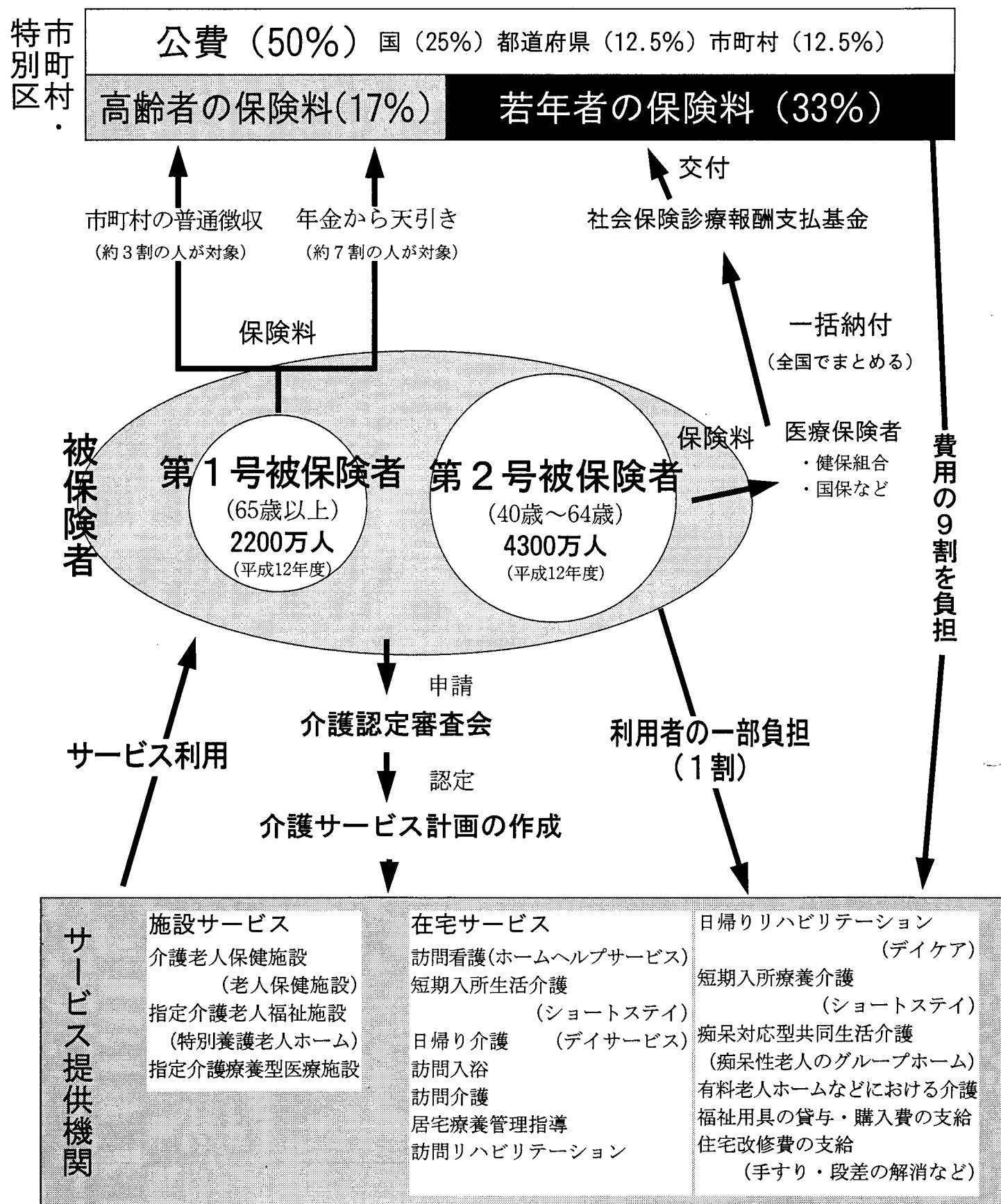
介護保険の財源

介護保険の財源は、保険料と公費で賄われます。

制度のスタートに先立って、要介護認定と申請の受付は、平成十一年十月から始まる予定です。



介護保険制度の仕組み



お年寄り と 医療費

70歳（障害認定65歳）以上の人が、お医者さんにかかる場合には、老人保健という制度になります。この制度は、医療保健に加入している人で70歳（障害認定65歳）を過ぎれば、医療については、今までの医療保健から切り離され老人保健で医療を受けることになります。

老人保健の加入者となると、実際にかかる医療費にかかわらず、外来では、ひと月500円を4回まで支払うだけで、治療を受けることができます。

実際にかかる医療費はどのくらい？

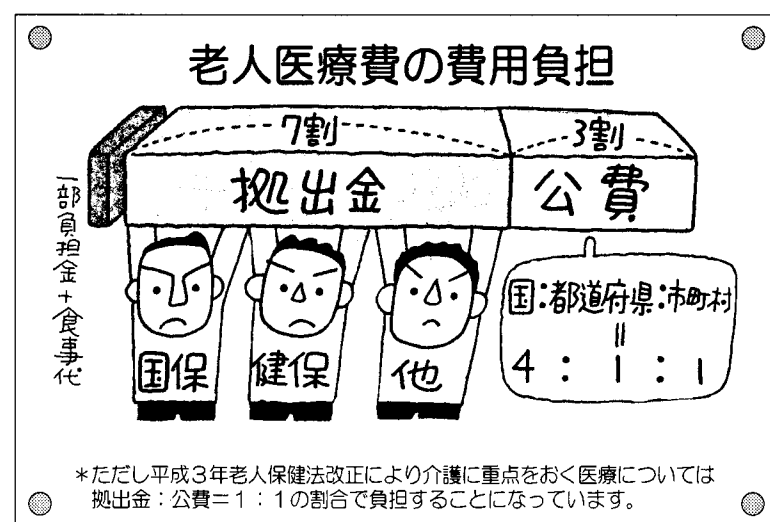
だいたいその20倍くらいです。お年寄りの人が窓口で支払っているのは、老人医療費全体の5%弱に過ぎません。

老人医療の負担割合

年々増加する負担割合

方城町の老人医療の年間総医療費は、平成6年度に8億円を突破しており、年々増加傾向にあります。また、平成10年度に入ってから毎月平均が約8千万円で、このまま推移すると年間総医療費は9億円を超えることが予想されます。

このままの状態では医療費が増えることになり、皆さん一人ひとりの医療に対する心がけが大切になってきます。



きょしゅつきん 拠出金とは？

正式には、保険者拠出金とか老人保健拠出金といいます。

お年寄りの人の医療費を支えるためには、現役世代の人も助け合わなければなりません。

そのために出し合う費用のことを一般に拠出金と呼んでいます。

医療費 年度	総医療費(円)	対象者数(人)	一人当たり(円)
平成7年度	859,796,370	1,056	8414,201
平成8年度	842,912,969	1,077	782,649
平成9年度	887,282,959	1,098	808,090

重複受診は やめましょう

かかりつけのお医者さんを持たず、複数のお医者さんで受診することは、診断や検査、薬の処方などを重ねてうけることになりますので、医療費のむだづかいとなります。それに薬の重複投与は、思わぬ事故を招く恐れがあります。

平成9年度 決算状況をお知らせします

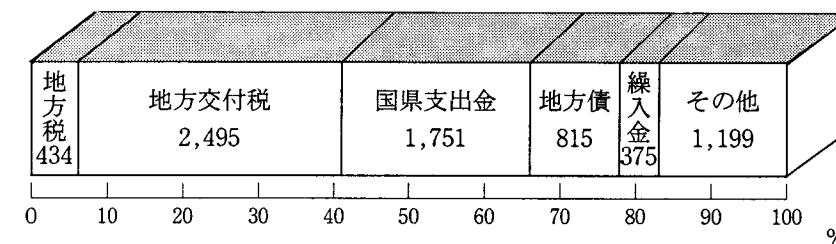
平成9年度における一般会計をはじめとする各会計の決算が、9月議会定例会において認定されましたので報告します。

平成9年度普通会計決算収支の状況

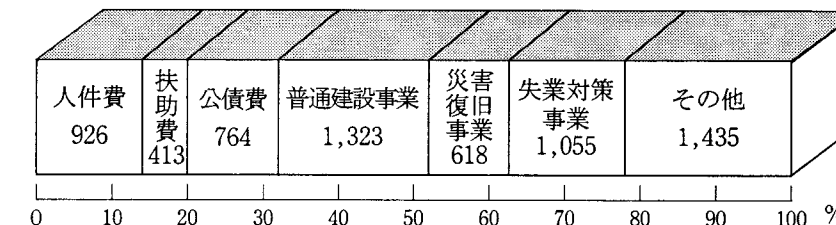
歳入総額 70億6千9百万円
歳出総額 65億3千4百万円

平成9年度 普通会計決算収支の状況

歳入総額 7,069（単位：百万円）



歳出総額 6,534（単位：百万円）



平成9年度 一般会計及び特別会計決算収支の状況

積立金の状況（単位：千円）

区分	年度 平成8年度 末残高	平成9年度 積立額	とり崩し額	年度末残高
積立運用基金	2,875,731	491,421	393,340	2,973,812
財政調整基金	150,000			150,000
減債基金	707,558	55,085	87,450	675,193
公共施設等整備基金	1,096,202	263,696	267,700	1,092,198
その他特目基金	921,971	172,640	38,190	1,056,421
定額運用基金	338,050			338,050
合 計	3,213,781	491,421	393,340	3,311,862

（単位：千円・％）

区 分	歳 入	歳 出	翌年度へ繰り越される額	実質収支	実質収支率
普 通 会 計（法2条2項会計）	7,069,253	6,533,491	438,494	97,268	1.5
一般会計	6,859,037	6,339,016	438,494	81,527	1.3
住宅新築資金等貸付事業特別会計	204,644	188,903		15,741	8.3
専修学校等技能修得資金貸与事業特別会計	5,572	5,572		0	0.0
特 別 会 計	1,873,205	1,826,470		46,735	2.6
国民健康保険事業特別会計	560,054	537,405		22,649	4.2
老人保健事業特別会計	892,342	891,802		540	0.1
宅地造成事業特別会計	16,447	12,181		4,266	35.0
方城町立診療所事業特別会計	404,362	385,082		19,280	5.0
公 営 企 業 会 計	201,891	186,558		15,333	8.2
水 道 事 業 会 計	201,891	186,558		15,333	8.2

医療センターだより



方城町立医療センター所長
武 富 章 先生

痴呆性老人の在宅介護

痴呆性老人の介護は、寝たきり老人の介護よりたいへんであると言われます。物忘れがひどくなると同じことを何度も繰り返したり、家族の顔や自分の家が分からなくなるようなことが身内に起こったとき、この家族も、そのことをどう理解し、どう対応していか分らず大混乱に陥り、場合によっては、これ以上介護を続けることができない状態まで追いつめられることも少なくありません。家族が痴呆の特徴を知り、老人の気持ちを理解し、一つひとつの症状に「こだわらないで、上手に対応できるように」と、痴呆症状も軽くなる言われています。

山孝博先生の「ほけをよく理解するための七大法則・一原則」について説明しましょう。

「ほけをよく理解するための七大法則・一原則」

第一法則 記憶障害に関する法則

記憶障害は痴呆の最も基本的な症状で、すべての痴呆性老人にみられます。これには「記憶力低下」「全体記憶の障害」「記憶の逆行性喪失」の三つが含まれます。

「記憶力低下」とは、新しいことを覚えることが困難になる、つまりひどい物忘れが起こることをいいます。同じことを何十回繰り返しても、そのたびに忘れてしまうのです。

「全体記憶の障害」とは、大きな行為そのものの記憶を失ってしまうことをいいます。

「記憶の逆行性喪失」とは、蓄積されたこれまでの記憶が、現在から過去にさかのぼって失われていく現象をいいます。その人にとっての現在、は、一番最後に残った記憶の時点になるのです。

第二法則 症状の出現強度に関する法則

痴呆症状は、いつも世話している最も身近な人に対してひどく出て、時々会う人には軽くなるという特徴があります。同居していない親族がたまに面会に来ると機嫌よく相手をするので、「ほけてる」と言っただけに少しもほけてないじゃないか」と親族は思ってしまうのです。この特徴が理解できなかつたために、「生懸命に介護してあげているのに、感謝しないばかりか、ひどい反応をする」と介護者ひとりが嘆きつらい思いをし、他の家族は「大袈裟すぎる」といって介護者の苦勞に感謝しないばかりかむしろ非難するといった「ほけ問題」が、これまで数多くの家庭に発生しています。子供が最も信頼している母親に甘えて困らせるように、痴呆性老人は、身近に世話してくれる介護者を絶対的に信頼しているからこそ痴呆症状をひどく出すのだと考えると少しは救われます。

第三法則 自己有利の法則

自分にとって不利なことは認めないことをいいます。しかし、言

い訳の内容には明らかな誤りや矛盾が含まれるため、「都合のよいことばかりいう自分勝手な人」「嘘つき」など、痴呆性老人を低い人格の持ち主と考えて、介護意欲を低下させてしまう家族は少なくのすから、そのような言動こそ痴呆症状そのものと考えざるべきでしょう。

第四法則 まだらほけの法則

痴呆性老人は異常な言動ばかりするかという、そうではなく、正常な部分とほけの部分が必要まじりあって存在しているというものです。介護中に、痴呆が本気がが見分けられなくて振り回されることとありますが、「常識的な人であれば行わないような言動をお年寄りがしている場合、それは痴呆症状である」と割り切ることが大切です。

第五法則 感情残像の法則

言ったり、聞いたり、行動したことはすぐ忘れるが、感情の世界はしっかりと残っていて、瞬間的に目に入った光が消えたあとも残像として残るように、痴呆性老人がそのとき抱いた感情が相当時間続くことをいいます。

第六法則 こだわりの法則

あるひとつのことに集中することから抜け出せない。周囲が説明したり説得したり否定したりすればするほど、こだわり続けるという特徴をいいます。

第七法則 ほけ症状の了解可能性に関する法則

第一 第六法則にある、老年期のいろいろな知的機能の低下の特性を考えれば、痴呆症状のほとんどすべては、そのお年寄りの立場に立ってみれば十分理解できるものである、という法則。

介護に関する原則

「お年寄りが形成している世界を理解し大切にすること。その世界と現実とのギャップを感じさせないようにする」。これが介護に関する原則なのだそうです。老人の気持ちを理解して一旦受け入れることが上手な介護のコツであり、介護の負担を軽減することにもなります。

痴呆性老人は精神症状が多く出る時期を経て、身体症状合併期、最後に終末期に至ります。終末期に近づくにつれて医療的なケアが家族にとって深刻な問題になるでしょう。

ところで、保健福祉サービスが充実していても、サービスをうまく使えない、ためらい、気兼ね、遠慮といった「心理的ハードル」が高ければ、せっかくの制度も利用されないことになってしまいます。介護に困ったことが生じたら、町立保健福祉センターや医療センターなどに相談ください。

お母さん！ 楽しく子育てしませんか？

支援センターも2度目の秋を迎え、終始にこやかな笑い声が絶えない、和やかな雰囲気になりました。

9月4日（金）さくらんぼ（サークル）



行事予定

11月	12月
11日(水) 親子で遊ぼう	17日(木) クリスマス会準備
26日(木) ビデオ視聴	25日(金) クリスマス会

サークル会員募集

ペガサス

〇生き生きママ大集合！
毎週月曜日
午前10時～11時
(リーダー) 山口美樹さん
☎ (22) 4329

さくらんぼ

〇手作り大好きママ大集合！
毎週金曜日
午前10時～12時
(リーダー) 堀川 慈さん
☎ (22) 0630



9月10日（木） 絵 本

お話の後、各家庭から一品
持ち寄り、食事しながら
楽しい談話

すべての
相談は
無料です
TEL. FAX
0947(22)2401

子育てで
悩んだり
することはありますか？

電話相談（月～金）9時～16時
来所相談（月～金）9時～16時
訪問相談（火） 10時～16時

相談は何でも受けつけます。 お気軽にどうぞ

■田川市で法務総合相談所開設

日 時 12月8日（火）
午前10時～午後3時
場 所 田川青少年文化ホール
2階大会議室
☎ (44) 6470

相談担当者 弁護士、公証人、人権擁護委員、
法務局職員

■方城町で特設人権相談所開設

日 時 12月10日（木）
午前10時～午後3時
場 所 方城町福祉会館 ☎ (22) 3778
相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

12月4日から10日まで人権週間です

人権週間は、「世界人権宣言」が1948年（昭和23年）12月10日に国連で採択され、これを記念して定められたものです。

今年、世界人権宣言50周年、人権擁護委員発足50周年の年にあたります。

人権週間期間中、次のとおり相談所が開設されます。子どもの人権問題、同和問題、金銭貸借、離婚問題など一般の法律問題で困ったことがあれば、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

子ども会駅伝大会・ふれあいマラソン大会が 11月22日開催されます

(小雨決行、雨天の場合は29日)

昨年コースが変更になった子ども会駅伝大会ですが、今年は11月22日に開催されます。

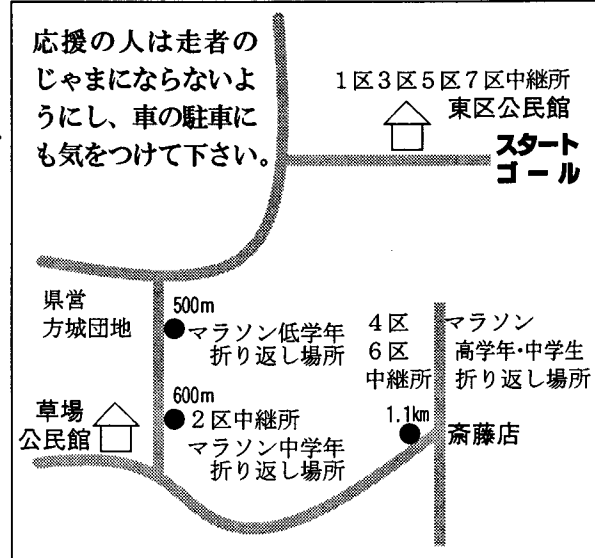
また、ふれあいマラソンも小学校低学年、小学校中学年、小学校高学年、中学生の4部門に分かれて行われます。小中学生なら、個人的にだれでも参加できますので、たくさんの参加をお待ちしています。

参加希望者は、教育委員会社会教育課 ☎(22)4300まで申し込んでください。

なお、ふれあいマラソンの受け付けは当日も行ないます。コース周辺の方には、交通規制等でご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

子ども会駅伝大会コース 10時スタート

区間	距離	中継点	選手資格
1区	600m	東区公民館～草場公民館	小学生1年～3年生
2区	1,600m	草場公民館～斎藤店前(折り返し)～東区公民館	男・女
3区	1,100m	東区公民館～斎藤店前	小学生男子又は女子
4区	1,100m	斎藤店前～東区公民館	女子
5区	1,100m	東区公民館～斎藤店前	小学生男子又は女子
6区	1,100m	斎藤店前～東区公民館	小学生男子又は女子
7区	2,200m	東区公民館～斎藤店前(折り返し)～東区公民館	男・女



ふれあいマラソンコース 9時スタート

部門	コース	距離
小学生1年・2年生(小学校低学年)	東区公民館～方城団地前(折り返し)～東区公民館	1,000m
小学生3年・4年生(小学校中学年)	東区公民館～草場公民館(折り返し)～東区公民館	1,200m
小学生5年・6年生(小学高学年)	東区公民館～斎藤店前(折り返し)～東区公民館	2,200m
中学生	東区公民館～斎藤店前(折り返し)～東区公民館	2,200m

加入していますか？ バイク・原付自転車の自賠責保険

自賠責保険は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、バイク、原付自転車を含め、全ての自動車に加入が義務づけられている強制保険です。言い換えれば、全ての加害者の賠償責任を担保するとともに、全ての被害者の基本的な損害賠償を保障する制度となっています。

また、無保険車の運行は刑事罰の対象となります。車検制度のないバイク、原付自転車は特に期限切れ、かけ忘れに注意が必要です。

最低賃金が 変わりました

10月1日から、福岡県最低賃金が改正されました。新しい賃金は、
1日 5,021円
1時間 628円です。

詳しくは、福岡労働基準局賃金課 ☎092(411)4578または、もよりの労働基準監督署までお尋ねください。

個人事業税の納期限は 11月30日です

個人で事業を行っているみなさん、平成10年度個人事業税第2期の納期限は11月30日です。

※問い合わせ先
福岡県田川県税事務所
☎(44)8111内線218

方城町では 子ども相談電話を設置しました

方城町では、お子さんのすこやかな成長を願って相談電話を設置しました。お子さんのことについての心配ごとがあれば、何でもご相談ください。

- 相談電話の番号
0947-22-7500 (方城中学校内)
- 相談日と受付時間
毎週、月・水・金の8時30分から12時
- 相談に応じる方は
方城町「心の相談教室」相談員辻畑信彦さん

犬、猫の散歩は マナーを守って！

最近、犬や猫のフンがたくさん散らかっています。特に小学校、中学校の校庭を散歩させ、フンをさせて、そのまま帰る人がいます。散歩をさせる時はビニール袋等を持って行き、責任を持って取って帰ってください。

年末の交通安全 県民運動

12月11日(金)～31日(木)

- 高齢者の交通事故を防止しよう
- 飲酒運転を追放しよう
- シートベルトの着用を徹底しよう

臨時福祉特別給付金支給について

特別減税に伴い、8月1日現在で次のことに該当する人に支給します。

なお、該当者には役場から申請書を送付します。詳しくは、役場住民課福祉係に問い合わせてください。
☎(22)0520 内線124

臨時特別給付金

町民税が課されていない65歳以上のひとりの方

※ 支給対象者1人につき1万円

※ 平成10年度分の町民税が課されている親族に扶養されている場合は、支給されません。

臨時介護福祉金

町民税の所得割が課されていない65歳以上のひとりの方で、在宅で常時介護を必要とする方

※ 支給対象者1人につき3万円

※ 特別障害者手当等の受給者も支給の対象になります

臨時福祉給付金

老齢福祉年金や各種手当を受給している方

※ 支給対象者1人につき1万円

- 老齢福祉年金受給者
- 障害基礎年金受給者
- 遺族基礎年金受給者
- 児童扶養手当受給者
- 特別児童扶養手当受給者
- 特別障害者手当受給者

●人権教育推進市町村ふれあい事業● 母と子のフラックシアター開催 ーやまんばのにきー

日時 11月21日(土)午後1時～1時40分
場所 方城町中央公民館大会議室
出演 岡垣町ボランティア・くすの木の会
所属 岡垣町社会福祉協議会
主催 方城町教育総合推進地域事業家庭教育部会

■不動産取得税の軽減について

不動産取得税は、不動産(家屋、土地)を取得した人に課税されます。要件によっては、不動産取得税が軽減されますので、県税事務所へおたずねください。

- ①中古住宅～新築された日から木造は15年、非木造は20年以内の居宅で居住するとき
- ②新築住宅用土地～土地を取得した日から2年以内に住宅を新築した場合
- ③中古住宅用土地～土地を取得した日から1年以内に中古住宅を取得した場合

問い合わせ先 田川県税事務所 ☎(44)8111内線214

■税を知る週間 11月11日～17日

地方税に関する納税意識の高揚を図ることを目的に、税を知る週間が実施されます。

★納税者みなさんへのお願い

町税は、町民の生活をより豊かにし、住みよい町づくり、郷土づくりを進めるための貴重な資源です。町では、みなさんの税金を有効に活用するためにムダな経費や労力を節約しつつ、行政サービスの向上に努めています。

納税は 自主的に

◎11月までの税金の納期は 町県民税 4期分
国民健康保険税 6期分です
町税は、納期限内に忘れずに納めましょう

町民センター(体育館・グラウンド・公民館)の使用について

町民センター使用申し込みは、使用期日の1週間前に申請書を提出してください。使用期日の2、3日前の申請は受け付けません。申請書提出は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時のまでに教育委員会社会教育課まで提出してください。(土・日・祝日は受け付けません)

使用許可書は、申請書提出の3日後に取りにきてください。許可書がないと使用できません。許可書は、使用日に必ず管理人まで提出してください。使用料は、使用日の翌日にお支払いください。電話での使用申し込みは(予約)は、一切受け付けません。詳しいことは、教育委員会社会教育課 ☎22-4300に問い合わせてください。なお、下記の時間帯を避けて使用してください。

方城町クラブ・教室の町民グラウンド使用日時	
鷹羽少年野球	毎週水・木・金の午後5時から7時
	土曜日は午後4時から6時
早朝ソフト	毎週日曜日前6時から9時
女子ソフト	毎週日曜日前10時から12時
少年サッカー	毎週火曜日から午後6時30分から8時
	毎週土曜日から午後6時から8時

方城町老人大学 俳句教室

講師 池田一歩選

秋雨に杉山けぶる山の谷
穂芒の走るが如く風にかな
魂の静かに移る菊の花
団栗で染めしネクタイ当てゝみる
錆色に焼けし秋刀魚のよき匂
秋彼岸先代徳ぶカツボ酒
秋霖に色濃き松や天守閣
霧冷は心地よきもの朝散歩
曾孫は勝気で元氣唐辛
立ち寄りし教へ子に剪る秋明菊
桑野 園女

献血にご協力を

期日 11月12日(木)
場所 方城町保健福祉センター
時間 10時～11時45分
12時30分～15時30分

暮らしの情報コーナー

募 集

田川准看護婦(士)学生募集

☆募集人員 50人(男子若干名)
☆受験資格 中学卒業(見込)以上
☆試験科目 国語。数学。面接
☆教育年限 2年
☆出願期間 平成11年1月11日(月)～1月21日(木)
☆試験期日 1月24日(日)
☆試験所 田川看護高等専修学校
☆問い合わせ先 田川看護高等専修学校 ☎(42) 3267

自衛隊生徒募集

☆資格 中卒(見込) 17歳未満の人
☆申込締切 11月10日(火)
☆要受験料
☆申込場所及び問い合わせ先

パノラマたがわ

田 川 市

☆ふくおか県民文化祭 11月8日(日) 10時 田川文化センター
☆田川地区産業まつり 11月14日(土) 15日(日) 田川市総合体育館

☆竹久夢二展 11月29日(日) まで 田川市美術館 要観覧料

添 田 町

☆総合文化祭 11月7日(土) 8日(金) オークホール

☆旬の駅 毎週土曜日 9時 旧伊原駅横

大 任 町

☆少年の主張大会 11月15日(日) 9時 レインボーホール

☆秋遊ウォークラリー 11月15日(日) 12時 レインボーホール

☆婦人スポーツ大会 11月28日(土) 18時 B&G体育館

赤 村

☆文化祭 11月7日(土) 8日(日) 住民センター、コミュニティ広場

川 崎 町

☆町民ハイキング 11月8日(日) 戸谷自然ふれあいの森 8時30分集合

☆町民走ろう会 11月22日(日) 8時30分 町民会館

香 春 町

☆農業まつり 11月21日(土) 22日(日) ライスセンター

☆すこやかマラソン大会 11月22日(日) 8時50分 総合運動公園

糸 田 町

☆町民文化祭、健康フェスティバル 11月7日(土) 8日(日)

7日19時 泉アキ講演会 文化福祉会館 8日19時 花火大会 町民グラウンド

☆暴力等追放町民大会 11月15日(日) 9時 文化福祉会館

☆ふれあいジョギング大会 11月22日(日) 出ヶ浦ダム周辺コース

赤 池 町

☆赤池中学校50周年式典 11月8日(日) 9時 赤池中学校体育館

☆住民福祉講座&文化講演会 11月21日(土) 同和対策中央研修所 10時30分 福祉フォーラム

14時 吉行和子さんの講演会

金 田 町

☆ふるさとカナダふれあいフェスタ 11月7日(土) 8日(日) 9時～16時 町民会館

☆ふれあい朝市 毎週水、土曜日 7時 金田駅裏

町 の 人 口

(平成10年9月末日)

男 3,848人

女 4,321人

計 8,169人

世帯数 2,944世帯

おしらせ

ワープロ技能

3級・4級検定試験

☆日時 12月6日(日) 時間は受験者数により編成します。
☆試験会場 ヤングワークFUKUOKA
☆申込締切 11月10日(火)
☆要受験料
☆申込場所及び問い合わせ先

合同行政相談所

☆日時 11月20日(金) 10時～15時
☆場所 田川市役所 3階大会議室
☆くらしの行政のことなら何でもご相談ください。
☆問い合わせ先 九州管区行政監察局 ☎092(431) 7081

福岡県立直方聾学校教育相談

☆対象者 聴覚障害のために聞こえやことばの発達に困っているお子さんの保護者(対象年齢0歳から15歳)
☆受付 月曜日～金曜日 9時～16時30分
☆初回の相談日 毎週水曜日 9時～16時30分

福岡県人権週間講演会

☆日時 12月6日(日) 9時30分～17時
☆場所 クローバープラザ(春日市原町3丁目)
☆講演の他アイヌ古式舞踊の記念イベントや世界人権宣言50周年記念パネル展もあります。
☆問い合わせ先 福岡県人権啓発情報センター ☎092(584) 1271

秋季火災予防運動

11月9日～11月15日

『氣をつけて
はじめはすべて
小さな火』

春夏秋冬

表紙にとり上げていますが、わが町の消防団が福岡県の消防操法大会に出場しました。

9月6日の当日、取材のため大会に同行しましたが、出場前の選手たちの緊張していたこと。声をかけるのが怖いくらいの緊張感でした。指揮者の号令で競技が始まり、ポンプ車を操法して、いかに早く水を倒すかを競いますが、消防団員の機敏な動作も採点されます。今日の日のために、長い間練習してきた彼らが失敗しませんが、という応援団全員の願いが通じたのか、大成功に終わりました。ほっとした瞬間を撮ろうと、選手にカメラを向けた時、レンズのむこうに男の涙を見て目頭が熱くなった私でした。(J)